令和 8 年 8 月 1 日

「指定居宅サービス」重要事項説明書

特別養護老人ホーム梨雲苑ゆうゆう

～短期入所生活介護～

～介護予防短期入所生活介護～

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（富山県指定 第 1670101086 号）

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者 1
2. 事業所の概要 1
3. 職員の配置状況 3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 4
5. 損害賠償について 8
6. 苦情の受付について 8
7. 実習生・見学者について 9
8. 記録の開示について 9

1. 事業者

（1）法人名　　社会福祉法人　梨雲福祉会
（2）法人所在地　　富山県富山市吉作 1725 番地
（3）電話番号　　076-436-2002
（4）代表者氏名　　理事長 林　一枝
（5）設立年月　　平成 2 年 6 月 19 日

2. 事業所の概要

（1）事業所の種類　　指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所
令和 14 年 3 月 31 日指定
富山県 1670101086 号
※当事業所は特別養護老人ホーム梨雲苑ゆうゆうに併設されています。

(2) 事業の目的

梨雲福祉会は、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、それぞれの社会福祉事業を行う。

(3) 事業所の名称　　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
特別養護老人ホーム梨雲苑ゆうゆう併設

(4) 事業所の所在地　　富山県富山市野口南部 121 番地

(5) 電話番号　　076-436-6541

(6) 事業所管理者　　山道　美里

(7) 当事業所の運営方針

利用者が計画的に施設サービスを利用することにより、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助するとともに家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(8) 開設（サービス開始）年月日　　平成 3 年 6 月 15 日

(9) 事業所が行っている他の業務：当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

特別養護老人ホーム　令和 2 年 1 月 1 日指定　富山県 1670112661 号
通所介護事業　令和 2 年 1 月 1 日指定　富山県 1670112679 号
居宅介護支援事業　令和 2 年 1 月 1 日指定　富山県 1670112653 号

(10) 通常の送迎の実施地域　　呉羽・西部中学校区全域　和合中学校区一部　射水市一部

(11) 営業日及び営業時間　　年中無休、24 時間営業とする。

(12) 利用定員　　40 人

(13) 居室等の概要

短期入所生活介護等サービスの利用にあたり、当事業所ではユニット型個室・設備を用意しています。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	40 室	ユニット型個室 10 室×4 ユニット
合　　計	40 室	
共同生活室	4 室	
機能訓練室	1 室	
浴室	4 室	個浴
	1 室	機械浴
医務室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆　居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆　施設内は禁煙とさせて頂きます。

(14)利用に当たって別途利用料金をご負担いただく場合があります。(短期入所生活介護等)

理美容代　　2,500 円

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用代金をご負担いただきます。

(15) 緊急時に於ける対応方法

各サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかにご家族に連絡をするとともに、主治医、あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

(16) 非常災害時の対応

各サービス提供中に火災その他の災害が発生した場合は、別途「防火規程」により対応いたします。なお、この防火規程及び防火管理者は、当事業所を管轄する消防署へ届出しています。また、消防署の指導の下、夜勤帯の火災発生を想定した避難・通報・消火の総合的訓練を毎年定期的に実施しています。

3.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護等サービス及び通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

○ 短期入所生活介護等

職　種	短期入所生活介護等	
	※常勤換算	指定基準
1・医師	1(兼務)	1 名
2・事業所長（管理者）	1(兼務)	1 名
3・介護職員	14 以上	14 名
4・生活相談員	2(兼務)	1 名
5・看護職員	2	1 名
6・機能訓練指導員	1	1 名
7・介護支援専門員	0	0 名
8・管理栄養士	1(兼務)	1 名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職　種	短期入所生活介護等
1・介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番　7：00～15：40　4名 日勤　8：30～17：10　4名 遅番　13：00～21：40　4名 夜勤　21：30～ 7：10　2名
2・看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤　8：30～17：10　1名
3・機能訓練指導員	8：50～17：30　1名

☆土.日.祝日などは上記と異なる事があります。

4.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

〇短期入所生活介護
〇介護予防短期入所生活介護

また、それぞれのサービスについて、

（1）利用料金が介護保険から給付される場合
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事及び居住費に係る標準自己負担額を除き7～9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要（短期入所生活介護）（介護予防短期入所生活介護）＞

① 食事：当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため離床をして食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）　朝食：8：00～10：00　　昼食：12：00～14：00　　夕食：18：00～20：00

② 入浴:入浴又は清拭を行います。機械浴槽を使用しての入浴もできます。
入浴又は清拭を週2回行います。

③ 排泄：ご契約者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練: 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練体制を整えています。

⑤ 送迎サービス: ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、次の交通費をご負担いただきます。

・１回につき　片道2,000 円

⑥ その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行なわれるよう援助します。

〇短期入所生活介護 〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

※自己負担額は負担割合証に応じた額となります。

1・ご契約者の要介護度とサービス介護費	要介護度1 704単位	要介護度2 772単位	要介護度3 847単位	要介護度4 918単位	要介護度5 987単位
2・サービス利用料金	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
3・上記の内の自己負担	704円 1,408円 2,112円	772円 1,544円 2,316円	847円 1,694円 2,541円	918円 1,836円 2,754円	987円 1,974円 2,961円
4・サービス提供体制加算（Ⅰ）	22円 44円 66円				
5・看護体制加算　（Ⅰ）	4円 8円 12円				
6・看護体制加算　（Ⅱ）	8円 16円 24円				
7・夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18円 36円 54円				
8・機能訓練体制加算	12円 24円 36円				
9・地域加算1日当たりの単位数（加算も含む）	781円 1,562円 2,343円	850円 1,700円 2,551円	926円 1,853円 2,779円	999円 1,997円 2,996円	1,069円 2,138円 3,207円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	毎月算定した総単位の17.6%				

※地域加算：7級地のため単位数×10.17の一部負担金をいただきます。

負担限度額段階	第1段階	第2段階	第3段階－①	第3段階－②	第4段階
10・食事に係る自己負担額	300円	600円	1,030円	1,360円	1,800円 (朝470昼700夜630)
11・居住に係る自己負担額	880円	880円	1,370円	1,470円	2,200円

12・自己負担額合計	9＋10＋11

〇介護予防短期入所生活介護〈サービス利用料金〉（契約書第 7 条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

1・ご契約者の要介護度とサービス介護費	要支援 1 529 単位	要支援 2 656 単位
2・サービス利用料金	5,290 円	6,560 円
3・上記の内の自己負担	529 円 1,058 円 1,587 円	656 円 1,312 円 1,968 円
4・機能訓練体制加算	12 円 24 円 36 円	
5・サービス提供体制加算（Ⅰ）	22 円 44 円 66 円	
6・地域加算 1 日当たりの単位数（加算も含む）	573 円 1,145 円 1,718 円	702 円 1,380 円 2,105 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	毎月算定した総単位の 17.6%	

※地域加算：7 級地のため単位数×10.17 の一部負担金をいただきます。

負担限度額段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階－①	第 3 段階－②	第 4 段階
7・食事に係る 自己負担額	300 円	600 円	1,030 円	1,360 円	1,800 円 (朝 470 昼 700 夜 630)
8・居住に係る 自己負担額	880 円	880 円	1,370 円	1,470 円	2,200 円

9・自己負担額合計	6＋7＋8

☆送迎費用は片道 184 単位を別途負担いただきます

☆緊急時短期入所を受け入れた場合は緊急受入加算を 1 日当たり 90 単位を別途負担していただく場合があります。

☆療養食を提供した場合は 1 食当たり 8 単位を別途いただきます。

☆長期利用者減算適応　31 日～60 日　30 単位　　61 日以降　32 単位

☆短期入所の利用限度日数を超える場合はサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 電気代（機器使用料）として一律 1 日 100 円の実費負担をいただきます。

③　寝具汚損洗濯料

ご契約者はサービス利用中や長期利用により寝具類を汚損しクリーニングが必要になった時は次の費用をご負担いただきます。（寝具の汚損によらない定期交換時は除く）

マットレス	2,700 円	／　回
羽毛掛布団	2,000 円	／　回
枕	400 円	／　回

④　日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑤　複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。1 枚につき 10 円

③　レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑦　居室・備品の破損

利用者様の過失による破損については補修費用をご負担いただく場合があります。

〇短期入所生活介護等共通（その他）

①　理髪・美容［理髪サービス］

理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 2,500 円（カット料金）　※顔剃のみは 1,200 円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記（1)、(2）の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

ア．金融機関口座からの自動引き落とし
　すべての金融機関に対応しております（引落し手数料はご負担ください）
イ．下記指定口座への振り込み
　北陸銀行　　呉羽支店　　普通預金　6068437
　社会福祉法人（しゃかいふくしほうじん）　梨雲福祉会（りうんふくしかい）　理事長（りじちょう）　林（はやし）　一枝（かずえ）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

①　利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者に申し出てください。

②　利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、当日の食事代金をキャンセル料金としてお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

③　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10%（自己負担相当額）

※食事代の自費分は発生する場合があります。

④　利用者の病気や怪我等の状態が思わしくない場合は、当日の介護サービスの提供を中止、もしくはサービス提供時間の短縮をさせていただく場合があります。

⑤　健康チェックの結果や利用中の体調不良などで、当日のサービス提供が困難と判断した場合はサービス内容の変更または中止、もしくはサービス提供時間を短縮させていただく場合があります。職員よりご家族にご連絡があった場合はできるだけ早急に利用者様をお迎えに来ていただきます。また必要に応じてご家族と共同して主治医への連絡や救急車の要請等、必要な措置を講じます。

⑥　台風、積雪または各種警報発令時、災害発令時は当日の介護サービスの提供を中止し、もしくはサービス提供時間の短縮をさせていただく場合がありあす。台風や雪に関しましてはテレビ・ラジオ・インターネット当の気象予報当で事前の予測がある程度可能と思われますので、各ご家庭におかれましても気象予報をご確認の上、ショートステイが休みとなった際の対応を事前に協議していただきますようお願い致します。

⑦　ハラスメント対策

事業所は、サービス提供を確保する観点から、職員や他利用者に対する各ハラスメント行為や暴力行為が認められる場合は介護サービスを中止させていただく場合があります。

※各ハラスメント行為に関しては事業所にてハラスメントの定義を策定しています。

⑧　虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

②本事業所は虐待防止責任者を定め、虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

⑨　身体的拘束等の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の新進の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

⑩　業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

⑪　衛生管理等

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

・事業所における感染症の予防のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について事業所内で周知徹底を図る。

・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

・事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

⑫　貴重品の取り扱いについて

貴重品や金銭について、必要以上の持ち込みはご遠慮下さい。持ち込まれる場合は原則としてご利用者の責任において管理していただきますが、場合によっては金庫保管させていただきます。また、ご利用者同士の金銭の貸し借りや物のやりとりからのトラブルについて責任を負いかねますのでお控えください。

⑬　写真・映像等の撮影・掲載について

事業所を利用中に当法人が肖像等を撮影した動画及び画像（以下「本動画等」とする）を以下に定める使用目的及び使用範囲で使用することについてご了承ください。

・本動画等の使用目的

ホームページ・パンフレット・広報誌・SNS・掲示物・社内研修等あらゆる媒体・方法による広報を目的とした使用

・使用範囲

本動画は以下のものが使用します

・社会福祉法人梨雲福祉会及びその関連施設

・社会福祉法人梨雲福祉会の業務の全部又は一部の業務を委託された第三者

本動画の使用地域、使用期間の定めはありません

・退所された後も使用する場合がございます

・本動画等を WEB 上に公開する場合、日本国内に限らず公開されることもあります。

5.損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合あるいは経年的な劣化が原因と認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　社会福祉法人　全国社会福祉協議会

保険名　　しせつの損害保険

6.苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情解決責任者　　梨雲苑ゆうゆう 施設長　朝野　真紀子
電話番号　076-436-6541

〇苦情受付窓口（担当者）梨雲苑ゆうゆう　短期入所 主任生活相談員　山道　美里
電話番号　076-436-6541

〇梨雲苑　苦情相談員　　呉羽地区民生委員会長　安念　忠信
電話番号　076-436-0871

呉羽地区長寿会連合会長　細野　恭孝
電話番号　090-7089-0170

呉羽地区自治振興会長　北森　正誠
電話番号　076-436-5355

五福校下自治振興会長　平井　賢一
電話番号　090-3886-5677

〇受付時間　毎週月曜日～金曜日　（8：30～17：10）

また、苦情受付ボックスを梨雲苑ゆうゆう 1 階カウンターに設置しています。

（2）円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理手段

①苦情の受付

面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付け、詳しい事情を伺います。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、サービス担当者、苦情解決責任者に苦情のあった内容について報告します。サービス担当者は内容を受けて場合によっては苦情処理検討会議を行い、事実確認・原因究明を行います。

③苦情解決のための話し合い

検討の結果、苦情受付担当者は速やかに具体的な対応（謝罪、今後への改善点）を行います。場合によって苦情受付担当者及び苦情解決責任者により、苦情申出人と誠意を持ち話し合い解決に努めます。

④事業所で解決できない苦情は、行政機関、その他苦情受付機関等に申立てることもできます。

行政機関その他苦情受付機関

富山市福祉保険部介護保険課	所在地　富山県富山市新桜町 7 番 38 号 電話番号　076-443-2193 ＦＡＸ　076-443-2076
富山県国民健康保険団体連合会	所在地　富山県富山市下野字豆田 995 番地 3 電話番号　076-431-9833 ＦＡＸ　076-431-9834
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地　富山県富山市安住町 5 番 21 号 電話番号　076-432-3280 ＦＡＸ　076-432-6532

⑤苦情解決の記録、報告

苦情に関する記録は、苦情受付担当者が、苦情受付から解決までの経緯と結果について記録し、苦情処理台帳として保管します。

⑥再発防止

苦情についての改善事項は是正処置を行います。改善事項の実施状況は一定期間後に実施状況を確認し、再発防止に努めます。場合により苦情処理解決責任者から申出人に対し、改善事項の状況を一定期間後に報告します。

⑦その他参考事項

法人全体で委員会を設置し、定期的に苦情に関する調査や解決策の検討を行います。

サービスを提供する前に十分な説明を行い、同意を得てサービスを利用していただくように心がけます。

7. 実習生・見学者について

当施設において、人材養成のため、また社会教育の一環として実習生・見学者を受け入れしております。また、福祉活動の意志を尊重してボランティア活動を受け入れしております。当苑内においてご契約者と実習生等と接することもありますが、ご契約者の意思と、プライバシーの保護に万全をもって配慮いたしますのでご理解ください。

8. 記録の開示について

ご契約者から当施設の記録について開示の請求があった場合は、ご契約者に関する事項についての記録については所定の手続きに基づき開示いたします。

9. 第三者評価の実施状況

実施しておりません

指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

生活相談員

説明者　　氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、「特別養護老人ホーム梨雲苑ゆうゆう」の短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理者

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（続柄　　）

＊この重要事項説明書は、平成 11 年厚生省令第 37 号及び平成 18 年厚生労働省令第 35 号の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

指定居宅介護サービスに係る個人情報の利用に関する同意

私は、居宅介護サービスを受けるために必要な私個人及び家族の情報を、特別養護老人ホーム梨雲苑ゆうゆうが下記の遵守事項に沿って利用することに同意します。

遵守事項

1　特別養護老人ホーム梨雲苑ゆうゆうは、保険者より提供された介護保険に関する認定情報及び、課題分析等で知り得た利用者又はその家族の個人情報を、居宅介護サービス以外の目的で使用しません。
2　特別養護老人ホーム梨雲苑ゆうゆうは、個人情報を厳重に管理し適正な保管に努め、契約の終了等により所持する必要がなくなった個人情報は速やかに破棄します。
3　個人情報の使用に関して、利用者より利用の停止または返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。
4　個人情報の漏洩により万一利用者に損害が生じた場合は、当事業所においてその賠償責任を負います。

令和　　年　　月　　日

本人署名

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理者

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（続柄　　）

家族署名

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿